

## 会議録

会議名 (審議会等名)	第2回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会					
事務局 (担当課)	高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055（直通）					
開催日時	令和6年10月9日（水） 午後1時30分～午後3時00分					
開催場所	相模原市立あじさい会館6階 第1展示室					
出席者	委員	7人（別紙のとおり）				
	その他	7人（オブザーバー2人、市関係課職員5人）				
	事務局	8人（市：高齢・障害者福祉課長、他4人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会：さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他2人）				
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人			
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議題	<p>議事</p> <p>1 市民後見人へのリレー受任及び複数受任について</p> <p>2 成年後見人等における令和5年度苦情解決の方策について</p> <p>3 親族後見人等の支援に係る市成年後見制度に関するガイドブック等の作成について</p> <p>4 その他</p>					

## 議事の要旨

主な内容は次のとおり。

### 1 市民後見人へのリレー受任及び複数受任について

事務局から資料1に基づき説明を行った。

(安永会長)

改正案3-(1)アのただし書きで、「本人の特性上、意思疎通が困難な場合は、対象外とする。」について、どのような想定か伺う。

(事務局)

例えば、本人に強度行動障害があるなど、市民後見人が身上監護を行う上で、後見活動が困難と思われる場合を想定している。

(安永会長)

寝たきりの状態である方の身上監護にかかる事務は少なく、市民後見人に向いていると考える。「意思疎通が困難な場合」が寝たきりの方や認知症の度合いが高い方も含まれてしまうとどうなのかと思うが、他委員の意見はどうか。

(渋谷副会長)

「意思疎通」というところを「対応困難」と文言を変えるのはいかがか。「意思疎通」と限定せず、広く捉えられる表現にした方が良いのではないか。

(安永会長)

その他、細かな部分については、走り出してからの修正でよろしいかと考える。

(事務局)

承知した。いただいたご意見のとおり修正させていただく。なお、第1回協議会では、10月1日から開始の想定であったが、今回の修正後、改めてガイドラインが整ったところで隨時開始していくこととする。

### 2 成年後見人等における令和5年度苦情解決の方策について

事務局から資料2に基づき説明を行った。

(志方委員)

1-事例1におけるその後の情報について伺う。

(事務局)

記載のもの以上の情報はない。

(志方委員)

記載の事例は、過去に社協から私へ連絡があった事例かと思われる。その際、監督人がついていたことは承知できていなかったが、その時点では既に任意後見が開始しており、社会福祉士会としては助言が難しいため、弁護士に相談してみてはどうかと提案したところであった。監督人がついていたということで、監督人と相談

すると良いということになったのか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(志方委員)

承知した。

(玉手委員)

苦情は、記載の3件が全てということなのか、その他ある内の特出しの3件なのか伺う。また、2の相談・支援事例についてもその他あるかと思われるが、苦情・相談の全体像について伺う。

(事務局)

似たような苦情・相談はあるが、概ね記載の3件となっている。似たような苦情の傾向としては、「後見人を交代したい」というような内容となっている。

(安永会長)

1－事例2について、「監督人に苦情を言いたい」ということであるが、所轄の弁護士会の市民相談窓口というのはあるが、運営面で、会によって対応が違うところがある。相談止まりで終了になり、共有されないこともある。

対応としては、相談者が内容を書面にしたものまず、監督人に送ってみてはどうか。それでも聞いてもらえないのであれば、次のステップとして「書面で送っているが無視されている」などを家庭裁判所に相談してみてはどうか。

監督人所属の会に伝えるのも一つの手ではあるが、問題解決につながらない場合あるため、家庭裁判所も後見に関わるチームの一員であることから情報提供するといいのではないか。ただし、家庭裁判所への電話相談は、書記官が対応に追われてしまうことから十分に配慮するべきである。

そのほか、職種に関わらず、法テラスでは対応が可能なため、活用を促すのも良いのではないか。

2－(1) の生活保護で施設入居の方の成年後見制度利用について、今後増加していくと思われる。後見類型は難しいが、保佐・補助であれば本人申立てが可能と思われるため、管理者が本人とともに弁護士や司法書士事務所へ行き、法テラスを活用して本人申立てを行う方法がある。

2－(2) 申立て時の診断書の取得について、急ぎの場合は内科の先生にも作成を依頼できる。また、もの忘れ外来などもあるため、そちらを案内するはどうか。

なお、申立て書類の作成は弁護士・司法書士のみのため、法テラスを活用する場合はご承知おきいただきたい。

**(渋谷副会長)**

2-(1)に関して、管理者においては、身寄りがない方が施設で亡くなった場合のご遺体の対応に苦慮されているかと思われる。

また、申立てについて、後見相当の方であれば、市長申立て以外の方法がないところであるが、相談をしてから制度が開始するまで1年程度かかることも良く聞く話である。後見相当の方については、早めにご相談いただくというかたちでしか、現状回答が難しいということを補足させていただく。

**(志方委員)**

生活保護を利用している方であれば、担当CWが対応しているが、生活保護を受給していない方については、問題と考えており、且つ、身寄りのない方が成年後見制度を利用した場合が大変なのではないか。その場合は市長申立てになるため、このことへの支援策について、考えて欲しいと思う。

**(安永会長)**

施設において、受け入れた方たちの対応が手一杯になったということであれば、頑張っていただきたいと思うが、施設管理者が何に苦慮しているのかが分からないところがある。今後、こういったケースが増えてきた時に、その状況に応じて対応していくほかない。ご本人に関する相談であれば、法テラスの制度が充実してきているため、そちらを案内していただくのがよろしいかと思う。

**3 親族後見人等の支援に係る市成年後見制度に関するガイドライン等の作成について**

事務局から資料3に基づき説明を行った。

**(志方委員)**

先ほどの玉手委員の質問で事例等はこれ以上ないとあったが、専門相談の際に後見人等に関する苦情を伺うことがある。このことについては、報告書に記載されているかと思われる。今月あった事例が、被保佐人の弟が九州に住んでおり、兄に会いに行くための旅費を保佐人が出してくれない。また、被保佐人の預貯金額を教えてくれないなど、弟の要望を保佐人が聞いてくれないといった苦情があった。こういった苦情に対する対応結果などをまとめていただくと、市民の方の参考になるのではないか。

今月もう一つあった事例では、高次脳機能障害の方で、親族からは成年後見人をつける必要はないと言われたが、次に会った時の状態を見て、やはりつける必要があるのではないかということで、医師に診てもらい、医師から後見人等を付けた方がよいのではないかと言われたとのことであった。段階的に機能が低下する高次脳

機能障害に対しては様子を見るようにするなど、市民が知りたいことはそういうものと思うため、相談会であった内容をできれば事例集等にまとめていただきたい。

(事務局)

いただいたご意見を基に、専門相談であった苦情・相談を今後作成する事例集等に反映する。また、毎年、本協議会の議題（2）について議論しており、委員の皆様から頂いたご意見や共有事項などの積み上げてきたものを反映できればと考えている。

(安永会長)

市成年後見制度に関するガイドブックについて、どういった目的のものか伺う。

(事務局)

例えば、市の各相談窓口に対して、市民の方や専門職後見人等の方から「成年後見制度利用支援事業における報酬助成の対象になるか分からず」、「報酬助成金はいつ振り込まれるのか」などの相談が散見される。そのような現状を踏まえ、市成年後見制度に関する情報が組み込まれたガイドブックがあれば市民にとって便利なものになるのではないかと考えている。

また、親族後見人は横のつながりが希薄とされており、制度に関する情報が入りづらいことから、このようなガイドブックが後見事務の一助になると考えている。

(安永会長)

それであれば、「内容」にある各種事業は、メインではないと思われるため、そういうものは思い切ってカットした方が良いのではないか。その上で、Q & A方式でステージ毎に作成した方が困っている市民の方への対応としては良いと思われる。

ホームページ案（新）の5について、PDFデータを羅列しているが、開いて見る方はほとんどいないと思われる。そのため、ホームページ上に直接Q & Aを掲載するなどの方法で作成した方が最終的に問い合わせの量も少なくなるのではないか。

何を重視して、どの情報が届けば良いかという視点と、実際にアクセスする方の便宜という2つの視点が必要である。せっかくホームページに届いても何の情報がどこに書いてあるのかが分からず、PDFデータを開いても何が書いてあるのか分からないということだと見る方が挫折してしまうため、1対1対応というかたちでやっていった方が良い。しかし、それあまりにも情報量が多いとうんざりして読んでくれないため加減があろうかと思うが、書ききれないものは各所のリンクを貼るなどの工夫が必要である。

(事務局)

当初は、知りたい内容・項目で検索すると関連ページやQ&A、事例等が表示されるような特設ページの作成を検討していたが、費用や需要の観点から見送った経過がある。そのため、まずはできることから始めるということで、今回ガイドブック等の作成を議題にさせていただいた。

需要の把握という観点も大きいと考えているため、施行する方向で本件を進めさせていただければと考えている。

(安永会長)

特設ページの作成に係る費用について、外注するということか。

(事務局)

当初のイメージで特設ページを作成するのであれば、外注することになろうかと思われる。ガイドラインや事例集というかたちであれば、担当者で作成が可能と考えている。なお、ガイドライン等については、原則データのみの配布とし、印刷はしない方向で検討している。

(渋谷副会長)

問合せが何に対してどれくらい来ているのかというところだと思う。制度の開始を検討している方は、既に制度について調べていたり家庭裁判所から申立書一式をもらっている方が多い。申立て等の助成金に関する問合せが多いのであれば、そういった質問に対する回答に絞っても良いのではないか。

親族後見人に対しては、家庭裁判所から後見事務等に関するQ&Aを配布していると思われる。まずは、問合せに対するものに的を絞って、それらが分かりやすいようにホームページを増やしていただくなどをまずやってみるというのが良いのではないか。

(事務局)

ガイドブックについては、あくまでも相模原市が実施している事業を掲載するもので、家庭裁判所の手引きやQ&Aのような成年後見制度や後見事務に対してのものではない。

例えば、相模原市では「市民公開講座」や「専門相談」、「成年後見人等送付先住所一括登録制度」を実施しているなどの情報を掲載するものである。

(安永会長)

相模原市の独自事業や決まり事などを掲載するものということで承知した。それであれば、「こういったことをやっている」とストレートに分かりやすく記載していただけだと、専門職後見人等が見た時にすぐ分かると思う。特に報酬助成については、自治体によって様々であるため、相模原市の状況は出していただいた上でそれでも分からぬところについては、他のページ等を見るように案内していただけると良いと思う。

(事務局)

本日いただいた意見を基に、分かりやすいかたちで掲載できるよう検討を進める。

#### 4 その他

##### (事務局)

参考資料として、2点添付しております。

1点目が、第1回権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会で議題とした「市民後見人候補者名簿等に関するガイドライン」について、委員の皆様から頂戴したご意見を踏まえ修正したものを参考として提供している。

2点目が、前回協議会で、9月からの認知症月間において、成年後見制度関連のものと連携して実施した方が良いのではないかとのご意見があったため、認知症月間のチラシを基に結果報告をさせていただく。連携・掲載内容としては「認知症関連団体パネル展示」、「各区図書館での展示」、「成年後見無料相談」となっている。

##### (澤畔委員)

チラシに関する補足として、9月28日（土）に実施した「認知症サポーター養成講座」について、中央地域包括支援センターが単独主催で実施したものとなっており、講座とは別で「認知症なんでもセミナーと相談会」を開催した。

相談会では、医療・ケアマネージャー関係など8ブースほど設置しており、その一つとして、さがみはら成年後見・あんしんセンターに来ていただいた。その後のアンケートでは、「認知症について考えた時に、その対応や病院のことばかり考えていたが、金銭管理も大事だということに気付けた。」、「とても参考になった。」といった意見もあったことから、このイベントを通じて周知・啓発ができたと感じたため補足させていただく。

##### (安永会長)

最近気になっている個人的な受任事件であるが、高齢者や障害のある方が自宅を所有しており、その自宅を不動産会社に騙されて低い価格で売却してしまったり、300万円程度の不動産を50分の13などに細く分け、数千万円で売却させられているなどが刑事事件になっている。このような事件が散見されているため、今まで以上に単身の方が詐欺被害に遭わないように、地域の方々のお力を借りながら、注意喚起をしながら見ていかなければならないと思っている。このことについて、私から情報提供とさせていただく。

##### (事務局)

次回協議会は、令和6年2月13日（木）午後1時30分に開催する。

以 上

**第2回相模原市権利擁護支援のための地域連携  
ネットワーク協議会委員出欠席名簿**

	氏 名	所 屬 等	備 考	出欠席
1	安永 佳代	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	副会長	出席
3	池田 健博	公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部		出席
4	岡野 由美子	東京地方税理士会 相模原支部		出席
5	志方 洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	澤畔 正裕	医療法人社団徳寿会 中央地域包括支援センター		出席